

# 人権 MIN-IREN café Vol.5



民医連新聞発行所 全日本民主医療機関連合会 発行人 岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460 URL https://www.min-iren.gr.jp/ 監修/明日の自由を守る若手弁護士の会

Welcome!

経済的な理由で医療を利用できず手遅れになる……。そんな事例に向きあう度に、私たちは今の政治のひどさを実感し、声をあげます。今回は、一人ひとりの国民が政治に参加する大事な人権、**参政権**について特集します。

参政権の中心は選挙権ですが、日本では戦前、「一定の額の税金を納めている男性」だけがその権利を認められ、次いで「25歳以上の男性全員」に広がりました。戦後になってようやく女性にも選挙権が与えられ「20歳以上の全国民」が手にするようになりました。海外では早くから実施されていた18歳選挙権は2016年になって実現しました。

政治に参加する権利を認められなかった人々こそ、その政治によって最も苦しめられてきたというのが歴史の真実です。

参政権は、人権を奪われてきた人々の幾多の犠牲と運動によって獲得されたものです。

あらためて、参政権(選挙権)の重みについて考えてみましょう。



全日本民医連HPに  
関連情報を掲載



//シリーズ//

## 医療 介護の現場

## で考える 人権



「アルバイトに追われず学べる社会を」  
署名集め、看護師等修学資金貸付制度を実現

勤医会東葛看護専門学校 23期学生自治会一同  
自治会担当教員 菊池 静華

5年前の学校評議会議で「居眠りする学生が多い。アルバイトが影響していないだろうか」と講師から指摘を受けました。バイトで疲れてつい寝てしまうのです。学生と教員で学習を重ね、2017年に学生自治会で実態調査を実施。学生の8割が奨学金を利用し、さらに8割が生活のためにアルバイトをしていることが明らかになりました。当初、「自己責任だから仕方がない」とあきらめていましたが、憲法学会で白神優理子弁護士に「署名で世の中を動かすことが出来る」と背中を押され、流山市へ給付型奨学金の制定を求める署名活動を開始。その結果、8900筆も集まりました。そしてついに2020年2月10日、流山市が看護師等修学資金貸付制度(市内勤務により返済免除)を予算化。一報の電話が学校に入った時、学生、教員ともに喜び合い、「声をあげれば社会は変えられる」ことを実感しました。

コロナ禍は長引き、より多くの学生がアルバイトが出来ず、いつそうの生活困窮で苦しんでいます。2021年1月、全日本民医連が看護学生への緊急支援を国へ要望。学生自治会は動画で実態を訴え、全国から多くの励ましと支援をいただきました。学生とともに主権者として、学ぶ権利が保障される社会をつくっていきたいです。



有権者の力で人権と多様性尊重の政治へ  
医学部入試における差別問題を通して

川崎セツルメント診療所所長 西村 真紀

医学部入試で女性や多浪生への差別が発覚しました。背景には、医療現場における性別役割分業意識に基づく女性差別や偏見の存在があります。

特に、日本の医師に占める女性の割合は2割(OECD平均は約5割)で、役員など意思決定機関の女性の割合は10%を切っています。健康の社会的決定要因(SDH)が注目され、医療従事者の多様性の確保や啓発が健康格差の解消につながると言われており、多様な国民のニーズに応え質の高い医療の提供のためにも医療人の多様性確保が重要です。

日本プライマリ・ケア連合学会では2019年、「医療人材の多様性推進に関する声明」を発表。「多様性に乏しい集団では、異なる価値観への寛容性が失われる」と指摘しています。入試の差別解消は言うまでもなく、医療界において女性や多様な人材が活躍できる働き方改革や役員への登用の推進が必要です。そのためにも、国が国際条約や憲法に基づき、差別撤廃と教育機会均等、医師増員など世界の流れにそつた政策を進めてほしいです。日本の内閣(國務大臣)の女性比率はわずか15.8%(※)。多様性や人権が尊重される社会の実現には、私たち有権者一人ひとりの力で政治を大きく変えていくことがとても重要だと思います。

※スペイン66.7%、フィンランド61.1%、二カラグア58.8%、フランス52.9%、カナダ50%、ノルウェー40%等(2020年3月8日調査)。

## 成長する人権

Q.9

他にどんな人権条約がありますか?  
日本はそれらを批准していますか?

Q.10

人権保障は内政問題だから  
国外から口出しされるべきではない?

国際社会はその後も様々な人権条約を作っていました。人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、拷問禁止条約、子どもの権利条約、移住労働者権利条約、障がい者権利条約、強制失踪条約などです。国連は、国際人権規約とこれら7つの条約を併せて、中核的人権条約と呼んでいます。

さらに、これらの条約を補完するため選択議定書があります。女性差別撤廃条約選択議定書、自由権規約第一選択議定書・第二選択議定書などといった形です。

これらを含めると国連で作られた人権条約は30以上あります。しかし、いくら条約をたくさん作っても内容が守られないのでは絵に描いた餅です。そこで大事なのが、一部の選択議定書に規定されている個人通報制度です。これは、批准国の国民が救済されなかつた場合に国連に通報し直接に審査してもらえる制度です。国連は審査結果を公表して、加盟国に条約を守るよう呼びかけます。

日本は、移住労働者権利条約や自由権規約第一議定書など多数の条約を批准していません。特に問題なのは、個人通報制度を内容とする選択議定書についていずれも批准していないことです。これは通報されると困るからにはなりません。例えば、自由権規約第一議定書であれば、発展途上国も含め110以上の国が批准しているにもかかわらずです。先進国としてとても恥ずかしいことですね。

全ての人が生まれながらにして有するものが人権です。ですから国によって保障される人権が違うのは問題です。世界人権宣言をはじめとする国際人権保障の発展は、人権が普遍的なものという理解が世界共通になってきています。

Q8で紹介したように、国際人権規約には民族自決権(すべての人民は、自決の権利を有する)が定められています。そうだとすれば、どのような人権が保障されるかは各国で決めればよいと考える人もいるかもしれません。しかし、民族自決が許されるのは、最低限の普遍的な人権が守られているのが前提です。例えば、中国は、反体制派の報道機関に圧力をかけて新聞を廃刊にするなど香港の人たちの表現の自由を強く制約していますが、表現の自由は普遍的な人権であり、これを中国の民族自決として正当化することは許されません。

171か国とNGOが参加した1993年の世界人権会議では、各國・地域の特殊性や歴史・文化・宗教的背景を考慮すべきとの意見を尊重。同時に、「すべての人権及び基本的自由を助長し保護することは、政治的、経済的及び文化的体制のいかんを問わず、国家の義務である」とし、人権の促進と保護は国際社会共通の最優先課題という結論に達しました(ウィーン宣言)。人権保障が国家体制に関わらず国家の義務であると世界中で確認したことは、人権問題を内政問題との主張で放置してはならないことを示しています。<つづく>